

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当その日に、
日休は、
日と翌日
の翌日)

目次

- ◇規 則
保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令
鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇訓 令
鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
- ◇教委規則
鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則
- ◇教委訓令
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

規 則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十五号

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則の一部を改

正する規則

保健婦、助産婦、看護婦及び准看護婦修学資金貸付規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第六十九号）の一部を次のように改正する。

第八条を次のように改める。

第八条 削除

第九条第一項中「修学生」を「第七条の規定による通知を受けた者（以下「修学生」という。）」に改める。

第十二条を次のように改める。

（償還の免除）

第十二条 修学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号。以下「条例」という。）の定めるところによる。

第十二条の次に次の一条を加える。

（業務従事期間の通算）

第十二条の二 条例の表の看護職員修学資金の項の免除の条件の欄第一号及び第三号に規定する看護職員としての業務に従事した期間の計算については、その業務の従事期間中に看護職員養成施設に入学したため、又は災害、疾病その他やむを得ない理由のためその業務に従事することができなかつた期間がある場合において当該期間終了後再び看護職員としての業務に従事したときは、後の業務従事期間は、前の業務従事期間に引き続くものとして計算するものとする。

第十三条第二号を次のように改める。

二 看護職員養成施設（看護職員養成施設を卒業し、一年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がそ

のつ度定める期間) 以内に他の看護職員養成施設に入学した場合は、当該他の看護職員養成施設)を卒業した日から一年(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がそのつ度定める期間)以内に当該看護職員養成施設の卒業の資格に係る免許を取得し、かつ、県内において看護職員として就業し、引き続きその業務に従事しているとき。

第十四条の見出し中「返還の免除及び猶予」を「返還の債務の免除及び履行猶予」に改め、同条第一項中「第十二条に規定する返還の債務の免除又は前条に規定する」を「条例の規定による返還の債務の免除又は前条の規定による」に改める。

様式第四号を次のように改める。

森斗海ノ中 雲霧

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第五十六号

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則の一部を改正する規則

鳥取県日雇労働者就職支度金貸付規則(昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中「(鳥取県の区域内にある)」を「緊急失業対策法(昭和二十四年法律第八十九号)第十条に規定する失業者で、県内に所在する」に改める。

第十条を次のように改める。

(償還の免除)

第十条 就職支度金の償還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号)以下「条例」という。の定めるところによる。

第十三条中「第十条」を「条例」に改める。

附則第二項の次に次の一項を加える。

3 昭和四十四年十二月十五日から昭和四十五年三月十四日までの間に就職支度金の貸付けの対象となつた者の第三条の規定による就職支度金の貸付額は、同条の規定にかかわらず、十万円を最高限度とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

鳥取県訓令第七号

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十四年十月一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県職員勤務評定規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員勤務評定規程(昭和三十年八月鳥取県訓令第二十一号)の一

| | | | | | | | | | | | | |
|------|-------------|---------------------------|-----------------|-----------------|-----------|-----|-----------|-------------|-----|-----|---------|-----------------|
| 皆成学園 | 喜多原学園 | 保 福 社 務 所 健 事 務 所 所 | | | | | 県 税 事 務 所 | | | | | |
| 主 次 | 右 以 外 の 職 員 | 室 老 人 福 祉 司 | 精 神 薄 弱 者 福 祉 司 | 身 体 障 害 者 福 祉 司 | 係 課 長 補 佐 | 主 幹 | 課 長 | 右 以 外 の 職 員 | 係 長 | 主 幹 | 課 長 | |
| 幹 長 | 係 課 長 補 佐 | | | | | | | 係 課 長 | | | 次 長 補 佐 | 神 戸 貿 易 事 務 所 長 |
| 院 長 | 係 課 長 補 佐 | | | | | | | 係 課 長 | | | 次 長 補 佐 | |
| 園 長 | 課 長 | | | | | | | 課 長 | | | 課 長 | |
| A | B | A | | | | | B | A | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|-------|-------|-------|-------------|-----------------|-------|-----------------------------|-------|-------------|-----|---------|---------|-------------|-----|-----|
| | | | | 整 肢 学 園 | | | | | 保 育 専 門 学 院 | | 積 善 学 園 | | | | |
| 主 事 務 次 幹 長 | 葉 劑 長 | 副 科 長 | 医 科 長 | 右 以 外 の 職 員 | 医 務 部 所 属 の 職 員 | の 職 員 | 庶 務 係、監 理 係 及 生 活 指 導 部 所 属 | 婦 長 | 医 長 | 部 長 | 係 長 | 事 務 次 長 | 右 以 外 の 職 員 | 部 長 | 係 長 |
| 事 務 長 | | 副 院 長 | | 婦 長 | 医 長 | 部 長 | 係 長 | 総 婦 長 | 園 長 | | 事 務 長 | | 部 長 | 係 長 | 次 長 |
| 院 長 | | 院 長 | | 総 婦 長 | 園 長 | | 事 務 長 | 園 長 | | | 園 長 | | 院 長 | 園 長 | 院 長 |
| A | B | | | | | A | | | | | B | | | | |

| | | | | | | | | | | | | |
|--|------|------|------|----------|------|------|-----------|--------|-----------|----------|-----|-----|
| 地方農林振興局 課長補佐 主任幹事 係長 企画主任 農務主任 指導主任 畜産主任 蚕業主任 農地主任 次境港水産事務所長 | | 病 | | | | | | | | | | |
| | | 院 | | | | | | | | | | |
| 係長 | 主任幹事 | 農務主任 | 指導主任 | 畜産主任 | 蚕業主任 | 農地主任 | 次境港水産事務所長 | 右以外の職員 | 看護科所属の職員 | 事務科所属の職員 | 婦長 | 係長 |
| 企係 | 画主 | 幹長 | 課長 | 境港水産事務所長 | | 課長 | | 薬科医 | 合婦長でできない場 | 婦長 | 係長 | 総婦長 |
| 課長 | | | 局長 | | | | | 副院長 | | 総務長 | 院務長 | 院務長 |
| A | | | | | | | B | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | |
|--------|-------|---------|-------|---------|-------|-------|-------|-------|-------------|-------|---------|-----------|-----------|
| 林業試験場 | 蚕業試験場 | 中小家畜試験場 | 畜産試験場 | 食品加工研究所 | 果樹試験場 | 農業試験場 | 工業試験場 | 衛生研究所 | 良米ヶ原土地改良事業所 | 種畜場 | 家畜保健衛生所 | 農業改良普及所 | |
| 右以外の職員 | | | 室長 | 科長 | 係長 | 主任幹事 | 分場長 | 課長 | 右以外の職員 | 分場長 | 出張所長 | 次出張所長 | 右以外の職員 |
| 科係分課 | 場 | 場 | 場 | 場 | 場 | 所 | 所 | 所 | 分出張場所 | 分出張場所 | 場所 | 場所 | 次境港水産事務所長 |
| 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 | 長 |
| 場所 | | | | | | | | | 場所 | 場所 | 局地方農林振興 | 所境港水産事務所長 | |
| B | | | | | A | | | | B | | A | | B |

| | | | | | | | |
|-----------------|------|-------------|--------|---------|------|-------|----|
| 右以外の地方機関 | | 都市開発局 | | 農業経営大学校 | | 水産試験場 | |
| 右以外の職員 | 係長 | 次長 | 右以外の職員 | 係長 | 主任幹事 | 課長 | |
| 次長及び係長を置かない機関の長 | 係長 | 次長を置かない機関の長 | 係長 | 主任幹事 | 課長 | 課長 | 室長 |
| 機関の長 | 機関の長 | 機関の長 | 課長 | 主任幹事 | 課長 | 課長 | 室長 |
| B | A | | B | A | | B | A |

第一号様式の表中

| 総合評定 | | |
|------|-------|-------|
| 合計点 | 第一次評定 | 第二次評定 |
| 仮評点 | | |

を

| 総合評定 | | |
|------|-------|-------|
| 合計点 | 第一次評定 | 第二次評定 |
| 仮評点 | | 調整者評定 |

に

勤務評定実施要領の四の表中「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

備考 評定者である企画室参事、課長補佐、副参事、次長、医長又は婦長が二人以上置かれている課(室)又は地方機関にあつては、これらの者のうちから課(室)又は地方機関の長が指名するものを評定者とする。この場合において、評定者を二人以上指名するときは、それぞれの被評定者を定めて指名しなければならない。

| | | |
|------------|------|----|
| 地方労働委員会事務局 | 課長 | 課長 |
| 右以外の職員 | 課長補佐 | 次長 |
| 課長 | 課長 | 局長 |
| 次長 | 局長 | 局長 |
| 長 | 長 | 長 |
| B | A | A |

第二号様式の見出し中「監督及び技能労務職員以外の職員」を「監督職員及び現業職員以外の職員」に改める。
 第三号様式の見出し中「技能労務職員」を「現業職員」に改める。

| | | |
|-----------|-----------|--------|
| 第一次評定者氏名印 | 第二次評定者氏名印 | |
| を | | |
| 第一次評定者氏名印 | 第二次評定者氏名印 | 調整者氏名印 |

に改める。

第4号様式

勤務評定結果報告書

この訓令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

附 則

| | | | | |
|--|-------|-------------|-------|----|
| 評定日 昭和 年 月 日 | | 最終評定者 | (役職名) | |
| 職員数 人 | | (氏名) ④ | | |
| 評定を受けなかつた職員数 人 | | 評定を受けなかつた職員 | | |
| 評定を受けた職員数 人 | | 職名 | 氏名 | 理由 |
| 評定を受けた職員数に対する最終評定者の評語の比率(小数は、切り捨てること。) | A 人 % | | | |
| | B 人 % | | | |
| | C 人 % | | | |
| | D 人 % | | | |
| | E 人 % | | | |

第四号様式を次のように改める。

教育委員会規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十四年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会規則第八号

鳥取県育英奨学資金貸与規則の一部を改正する規則

鳥取県育英奨学資金貸与規則（昭和三十五年七月鳥取県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「在学し、学業成績優秀及び心身健全で」を「在学する成績優秀及び心身健全であり」に改める。

第十一条第三項第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がなく奨学資金の返還を怠つたとき。

第十三条第一項を次のように改める。

奨学資金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和四十四年十月鳥取県条例第三十五号）の定めるところによる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

教育委員会訓令

鳥取県教育委員会訓令第三号

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

昭和四十四年十月一日

鳥取県教育委員会委員長 君 野 秀 三

鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程の一部を改正する訓令
鳥取県教育委員会事務局職員勤務評定規程（昭和三十三年六月鳥取県教育委員会訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表中

課長補佐、所長補佐、館長補佐、企画広報室長、経理室長、白兔荘管理者、主幹、係長及び分館長

課長補佐、所長補佐、館長補佐、企画広報室長、経理室長、白兔荘管理者、係長及び分館長を

に改める。

別表第一中

| | | | | | | | | |
|-------|---|--------|---|--------|------|--------|------|--------|
| 教育事務所 | 係 | 右以外の職員 | 係 | 右以外の職員 | 課長補佐 | 企画広報室長 | 経理室長 | 白兔荘管理者 |
| | | | | | 係 | 右以外の職員 | 係 | 右以外の職員 |

| | | | | | | | | |
|-------|----|--------|----|--------|------|--------|------|--------|
| 教育事務所 | 主係 | 右以外の職員 | 主係 | 右以外の職員 | 課長補佐 | 企画広報室長 | 経理室長 | 白兔荘管理者 |
| | | | | | 主係 | 右以外の職員 | 主係 | 右以外の職員 |

改める。

附 則

この訓令は、昭和四十四年十月一日から施行する。

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------|------------------|----------------------------|--------|------------------|----------------------------|-------------|--------|------------------|
| 教育、 研究所 | | | 科学 博物館 | | | 図 書 館 | | | |
| 右 以 外 の 職 員 | 係 長 | 所 長 補 佐 | 右 以 外 の 職 員 | 係 長 | 館 長 補 佐 | 右 以 外 の 職 員 | 分 館 長 | 係 長 | 館 長 補 佐 |

を

| | | | | | | | | | |
|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|--------|----------------------------|----------------------------|-------------|--------|----------------------------|
| 教育、 研究所 | | | 科学 博物館 | | | 図 書 館 | | | |
| 右 以 外 の 職 員 | 係 長 | 主 所 長 補 佐 幹 | 右 以 外 の 職 員 | 係 長 | 主 館 長 補 佐 幹 | 右 以 外 の 職 員 | 分 館 長 | 係 長 | 主 館 長 補 佐 幹 |

に